

【参考】 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号） 関連

－ 通常の営農行為の範疇について －

盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が施行され、山口県（※下関市を除く）では、令和7年4月1日から運用を開始。

※中核市（下関市）の運用は、下関市が行う。

これに伴い、「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和5年5月26日付け国土交通省都市局長・農林水産省農村振興局長・林野庁長官通知）」における、通常の営農行為の範疇について、山口県（下関市を除く）では、以下のとおりとする。

通常の営農行為に該当するか否か疑義がある場合は、農業委員会に確認すること。通常の営農行為に該当しない盛土等は、盛土規制法の規制対象となる場合があるため、盛土規制法担当部署に確認すること。

通常の営農行為の範疇

1 通常の生産活動

2 ほ場管理のための行為

- (1) 耕起、代かき、整地、畝立
- (2) けい畔の新設・補修・除去
- (3) 表土の補充（標高差（※）が1mを超えないもの）
- (4) 農業用暗渠排水の新設・改修 等

3 その他の行為

農地の生産性の向上を目的とした農地の形状を変更しない行為（作物の生産性の向上を目的とした盛土等行為で、標高差（※）が1mを超えないもの）

- (1) ほ場の大区画化・均平
- (2) 田畑転換
- (3) 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 等

※当該行為の前後における、土地の地盤面の標高差。

通常の生産活動以外の場合

